

別表 1

メニュー	対象経費	基準額	上限額	補助率
(ア) 経営改善の支援	訪問介護等事業所が、経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と契約し、巡回派遣するための経費。	1事業所当たり 40 万円		
(イ) 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ）の常勤化を促進するために要する経費 【対象経費の例】 ・ 登録ヘルパー等が常勤職員としての雇用を希望する場合に必要な賃金等（法定福利費等を含む）の差額の経費 ・ 登録ヘルパー等の離職に伴い、新たに常勤のホームヘルパーを雇用する際に生じる賃金等の差額の経費	常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円（3 か月まで）	(ア) (イ) (エ) の合計額 1 事業所あたり 50 万円	
(2) 経営改善支援事業 (ウ) 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	以下の要件に該当する小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループ（以下「事業者グループ」という。）が、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費 【対象法人の要件】 事業者グループには、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を 1 以上含むこと （ア） 1 法人あたり 1 の訪問介護等事業所を運営する法人 （イ） 運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均 200 回以下である法人 （ウ） 運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均 5 人以下の法人 （エ） 運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等又は離島等地域に所在する法人 【対象経費の例】 ・ 人材募集や一括採用、合同研修等の実施 ・ 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組 ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化 ・ 物品調達合理化のための共同購入の取組	対象法人の要件（エ）に該当する法人を含む場合 1 事業者グループ当たり 200 万円 対象法人の要件（エ）に該当する法人を含まない場合 1 事業者グループ当たり 150 万円	/	各対象経費の 10/10（基準額を 上限とする）
(エ) 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報教材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費	1事業所当たり 30 万円		